

佐賀県告示第170号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報(平成14年佐賀県告示第166号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
略				略			
製菓衛生師試験	略			製菓衛生士試験	略		
佐賀県立有田窯業大学校一般課程入学者選抜試験	科目別得点、 <u>総合得点及び順位</u>	〃	佐賀県立有田窯業大学校				
佐賀県立有田窯業大学校専門課程入学者選抜試験	〃	〃	〃				
佐賀県立有田窯業大学校専門課程編入学者選抜試験	〃	〃	〃				
佐賀県立有田窯業大学校短期研修入学者	〃	〃	〃				

改正前				改正後	
選抜試験					
採石業務管理者試験	略			採石業務管理者試験	略
略			略		